

令和6年度

清須市教育委員会基本方針

清須市教育委員会

令和6年度 清須市教育委員会基本方針

グローバル化や人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方が、劇的に変わる「Society5.0時代」が到来しつつある。同時に、極めて不安定な世界情勢や、気候変動等の地球環境問題、少子化・人口減少等の社会課題の中で、一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決に向けて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。

また、ウェルビーイングの実現とは、「多様性」の中にあって、個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じることであり、学校教育にとどまらず、社会全体で、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていく必要がある。まさに今、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く、持続可能な社会、日本の未来を担える「人」を育成する教育が重要になっている。

本市においても、清須市第2次総合計画の4つの基本理念「安心」「快適」「魅力」「連携」に基づき策定された「第2次清須市教育大綱」を根幹とし、これからの清須市を支える「人」づくりにつながる教育行政を進め、次のとおり令和6年度清須市教育委員会基本方針及び方策を定める。

Internet of Things (IoT) : 従来、インターネットに接続されていなかった様々なモノ（住宅・車・家電製品等）が、ネットワークを通じて相互に情報交換する仕組み
Society5.0時代: サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society1.0（狩猟社会）、Society2.0（農耕社会）、Society3.0（工業社会）、Society4.0（情報社会）」
ウェルビーイング: 個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

I 学 校 教 育

<基本方針>

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質を育てることを目的として行うものである。

各学校においては、児童生徒が学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める。さらに、知・徳・体の調和のとれた人間形成と個性の伸長を図るとともに、自他の敬愛と協調を重んじ、公共の精神を尊び、創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命と責任を自覚し、学校教育の目標と学習指導要領等の趣旨を十分理解し、校長の指導のもとに一致協力して、公教育の推進に努力する。

<指導の重点>

- 1 命を尊び、心や体を鍛え、たくましく生きる力を養う。
- 2 自ら学び、深く考え、広い視野をもって主体的に行動する力を養う。

- 3 礼節を重んじ、自らを律し、思いやりの心を持ち心豊かな生活を築く態度を養う。
- 4 我が国及び清須市の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚と態度の醸成に努める。

<重点目標>

1 生命及び自然を尊重し、心と体を鍛え、たくましく生きる子どもを育成する。

- (1) 過去の災害の歴史を風化させることなく、成長の度合いに応じた防災教育に取り組み、「自らが考え、行動できる」児童生徒を育成する。中学生においては、実効性のある防災教育を通して、地域防災の担い手としての自覚を促すように努める。
- (2) 各学校は、学校安全計画、学校保健計画、危機管理マニュアルを随時見直し、学校防災体制の向上に努める。
- (3) 人権尊重の精神を培うとともに、「多様性」を認め合い、差別や偏見のない地域社会づくりを目指した教育を推進していく。特にいじめに該当するか否かの判断においては、「いじめ防止対策推進法」の趣旨に則り、気づかない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情をしっかりと調査し、早期の対応により問題の解消に努める。
- (4) 交通ルールを遵守し、自転車利用を含む交通安全への意識を促す指導に努める。
- (5) 児童生徒が世界のさまざまな問題を、自らの課題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会を実現できる力を備えられるよう指導に努める。
- (6) 心と技と体を育てる部活動の意義は尊重しつつ、教員の負担軽減を図り児童生徒と向き合う機会をさらに創出するため、小学校の部活動を令和7年度末に向けて段階的に廃止する。中学校部活動については、地域連携・地域移行を見据えた今後の部活動の在り方についての検討を進める。
- (7) 児童生徒の心身の健全な発達と望ましい食習慣の形成を図るため、家庭や地域、学校給食センターと連携し、安全・安心で栄養バランスの取れた豊かな給食事業を実施するとともに食育の推進に努める。
- (8) 放課後における児童の安全・安心な居場所づくりに努める。
- (9) 貧困を理由として子どもの学びを途切れさせることがないように、援助制度の周知をはじめとした支援を行うとともに、適切な学習環境を整える。

2 「意欲をもって、学習に取り組む」子どもを育成し、学力向上に努める。

- (1) 学習指導要領の趣旨の定着に努め、研修の充実を図り教員の資質向上に努める。
- (2) 基本的な学習習慣の定着により、基礎的な知識・技能等の習得を促すとともに、各校それぞれが、学びのスタイルとして「学び合う」活動に積極的に取り組み、深い学びの実現を目指した授業づくりに努める。
- (3) 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、主体的に学習に取り組む態度を養う。
- (4) 言語活動を充実させ、コミュニケーション能力の育成を図る。
- (5) 児童生徒一人一人の学ぶ意欲を高め、個に応じ、個を生かすことができるよう、きめ細かな学習支援に努める。
- (6) 学校間の生徒指導問題について情報交換を行い、児童生徒の健全育成に努める。

- (7) 国のGIGAスクール構想のもと、児童生徒のタブレット端末を活用した学びを積極的かつ効果的に推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善へとつなげる。
- (8) 学校評価を適切に実施・公表し、学校運営の改善及び教育水準の向上に努める。
- (9) 様々な事情によって、学習意欲がありながら学習機会をもつことができない児童生徒のために適切な学習の場を設けるよう努める。

3 「豊かな人間性をもち、いきいきと生活する」子どもを育成する。

- (1) 「心の教育」を重視し、豊かな心を育てる道徳教育の充実に努めるとともに、学校教育活動の中で、児童生徒の成長の度合いに応じた規範意識の醸成に努める。
- (2) 豊かな体験活動を導入し、自信をもってたくましく活動できる児童生徒の育成を図る。
- (3) 個性を生かしながら創造性の伸長を図り、心豊かな生活を築く意欲と態度を育む。
- (4) 合理的配慮が必要となる児童生徒の支援の充実に努める。また、LGBTQ（性的少数者）理解促進のための研修に努める。
- (5) 一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を養うキャリア教育の推進・充実を図る。
- (6) 家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図るとともに、適切な理解に基づいた児童生徒の心に寄り添った生徒指導を進める。
- (7) 児童生徒の創造性や活力を生かしたさまざまな体験や交流活動を行う「特色ある教育活動」を積極的に推進し、「生きる力」の育成を目指す。
- (8) 不登校の要因は一つではなく、様々な要因が複雑に絡み合っていると同時に、環境や不登校に対する考え方も多様化している。「学校という場や環境へつなげる」という目標だけではなく、その子の「成長と自立を支える」という目標により重きを置き、教育委員会、学校、家庭、相談機関等が連携し、学びの支援・学びの保障へつなげていく。
- (9) 各校における教育相談体制の充実を図るとともに、通級指導の小中連携、小学校から中学校への支援対象者の円滑な移行体制を整える。
- (10) 普通教室（令和元年度整備）及び体育館（令和4年度整備）の空調設備の適切な運用と維持に努めるとともに、理科室、家庭科室、美術室など、特別な教科の用途に供する「特別教室」の学習環境を改善するため、空調設備の整備を計画的に進める。
- (11) 学校施設長寿命化計画により整備が進められてきた良好な教育環境の計画的な管理・維持に努めるとともに、医療的ケア児を支援するため、必要に応じたバリアフリー対応等を含めた学校環境の適切な整備に努める。
- (12) 子どもは、学校・家庭・地域で育成するという考えのもと、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校運営協議会及び地域学校協働本部との連携により、「地域とともにある学校づくり」「信頼される学校づくり」を進める体制づくりに努める。

4 「我が国及び清須市の伝統と文化を尊重し、国際理解を深め、国際感覚を身に付けた」子どもを育成する。

- (1) 読書に親しむ姿勢を培うため、積極的な図書館及び学校図書室の利用を促す。
- (2) 我が国や本市の現状や歴史に関心をもち、積極的に理解しようとする児童生徒を育成するとともに、母校やふるさとへの愛着を育む教育活動を進める。
- (3) 小中学校の外国語教育の推進に努め、特に小学校では、ALT（外国語指導助手）を活用し、「聞く・話す」を中心とした外国語活動からはじめ、「読む・書く」を加えた教科としての学習へと進めながら、中学校での外国語教育への円滑な接続となるように努める。また、タブレットを活用した視聴覚教材等を取り入れることで、児童生徒の興味・関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図る。
- (4) 国際化が進展する中、広い視野とともに、異文化に対する理解や異なる文化を持つ人々と協調して生きていく姿勢を育成するため、国際理解教育の推進を図る。

II 幼稚園教育

<基本方針>

幼稚園教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために物的な環境だけでなく教員や友達との関わりも含めた環境を整備し、その心身の発達を助長することが必要である。

また、園児の安全をより確保できるよう環境整備に努め、幼稚園生活を通して、「生きる力」の基礎を育成するために以下の指導の重点を掲げ、家庭との連携のもと、重点目標の達成を目指す。

<指導の重点>

- 1 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 2 様々な人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育み、人と関わる力を養う。
- 3 周囲の環境に探究心をもって関わり、生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 4 経験や考えを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞く意欲や態度を養う。
- 5 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養う。

<重点目標>

- 1 健康、安全で幸福な生活のために、安全意識の高揚に努め、また、防災に対する基本的な心構えや習慣を養い、併せて身体諸機能の調和的発達を図る。
- 2 集団生活を通して、様々な活動に参加・体験を重ねる中で、ルールを守ることや他人を思いやる心の育成等、規範意識の芽生えを促すように努める。

- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。
- 4 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通して、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。
- 6 一人一人の幼児の興味・関心や発達の実情を踏まえながら、具体的なねらいや内容を設定する。
- 7 特別な支援を必要とする幼児に対する指導にあたっては、適切な配慮を行う。
- 8 幼児の心身の健全な発達と望ましい食習慣の形成を図るため、家庭や地域、学校給食センターと連携し、安全・安心で栄養バランスの取れた豊かな給食事業を実施するとともに食育の推進に努める。
- 9 今後の幼稚園の在り方については、「清須市子ども・子育て審議会」の決定を尊重する。

Ⅲ 生涯学習

<基本方針>

清須市生涯学習推進計画の基本理念である「誰もが生涯にわたって学び続けられ、個性を育むまち、きよす」を実現するため、本市における生涯学習に取り組む。

生涯学習事業では、幅広い年齢層を対象に、市民の多様なニーズを踏まえ、教養を高める講座や生活に役立つ講座等を提供することで市民が生きがいをもった生活を送ることができることを目指す。

誰もが活躍できる社会を実現するために、青少年教育・家庭教育等への支援、男女共同参画の推進や地域の団体との協力体制を引き続き進めていく必要がある。

また、文化振興事業では、市民が自ら、文化・芸術活動を楽しみ、豊かな心を培うことができる体制を継続していくとともに、先人の努力に感謝し、市内に存在する文化遺産等を誇ることができるよう周知・啓発と保存・継承に努める。

<生涯学習活動推進の重点>

- 1 自己を高めるための生涯学習環境の充実を図る。
- 2 学習活動を通して、ともに学び、支え合う地域づくりを支援する。
- 3 地域の人々が自ら地域の活動を企画し、実施していく体制づくりを支援する。
- 4 家庭の教育力を高め、子どもたちの健全育成、家庭づくりを支援する。
- 5 市民の文化・芸術活動、地域の文化遺産等の保護・保存の継承を支援する。

<重点目標>

1 生涯学習まちづくりの推進

- (1) 生涯学習に関する学習情報の啓発に努め、市民の自主的な学習を支援する。

- (2) 生涯学習推進事業について、市民のニーズに応え、生涯にわたって充実した学習活動を提供する。
- (3) 生涯学習施設の適切な在り方を検討し、効率的な運営形態等、生涯学習関連施設の充実に努める。

2 青少年健全育成の推進

- (1) 家庭での教育を支援し、明るい家庭づくりの啓発に努めるとともに、青少年の健全育成の重要性に対する認識を深めるため、学校・家庭・地域などが連携・協力して啓発活動を行う。
- (2) 児童生徒の自主性・創造性を育むため、学校では体験できない活動の場として、児童生徒を対象とした講座等を実施する。
- (3) 家庭教育の向上のための学習活動やふれあい活動などに取り組み、家庭教育の充実に努める。
- (4) 社会奉仕、体験活動などの青少年健全育成活動を行う団体に対して支援を行う。
- (5) 地域と学校が連携・協働して、地域全体で児童生徒の学びや成長を支える。

3 男女共同参画社会の実現に向けた啓発及び情報発信

- (1) 男女共同参画に係る活動を行う団体に対して支援を行い、地域活動や学習活動への参加と交流の促進を図る。
- (2) 女性の社会参加等を推進する団体への支援を行うとともに、あらゆる分野で多様な価値観や新しい発想を取り入れるため、市の委員会・附属機関等への女性の登用を推進する。
- (3) 男女共同参画に関する啓発や情報の発信に努める。

4 歴史・文化・芸術活動の振興

- (1) 図書館、美術館、公園を一体で管理運営をする「夢広場はるひ」を文化の拠点としつつ、市内公共施設を含め、市民が文化・芸術活動に親しむ機会の提供に努める。
- (2) 先人達の情熱や思いを次世代へつないでいけるよう、歴史・文化の保全・継承を支援する。
- (3) 市民による自主的な文化活動の支援と参加機会の拡充を図る。
- (4) 児童生徒に対する文化振興に努め、文化活動後継者の育成を図る。

5 文化財の保護・活用

- (1) 歴史資料展示室で文化財を公開し、清須の歴史や文化の発信を図り、生涯学習の場として活用を図る。
- (2) 市内の貴重な文化財について、文化財の調査、市指定文化財の保存継承に努め、市民に対して歴史・文化財を学ぶ機会を充実させる。
- (3) あいち朝日遺跡ミュージアムの利活用について、引き続き愛知県との連携を継続する。

6 図書館の活用

- (1) 図書館の利用者の要望に沿った図書、資料の充実に努めることで、「知への欲求」に応え、生涯にわたって学ぶことの楽しさを発信する。
- (2) 積極的に郷土・行政資料の収集・整理を進め、地域資料館としての充実に努める。
- (3) 図書館の利用者及び学習者の利便性を高め、図書サービスの向上に努める。
- (4) 幼少期からの読書習慣づくりや、市民の読書意欲の向上に努める。
- (5) 市民のニーズに応える図書館の運営を進めるとともに、図書の整備、環境の充実に向けた取り組みを進める。
- (6) 市内小中学校や教育支援（ふれあい）教室と地域学校協働本部の図書ボランティアとの連携を図り、学習活動の支援に努める。

7 国際交流の振興

- (1) 市民の国際交流を推進し、広い視野や国際的感覚をもった人材育成に努める。
- (2) 外国人に対する日本の生活様式や日本語の理解促進のための取り組み等を行う国際交流協会の活動を支援する。
- (3) 多文化共生のための交流活動及び国際交流事業の実施に努める。

IV 生涯スポーツ

<基本方針>

スポーツは、人生を豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化である。また、心身両面に影響を与えるスポーツは、爽快感、達成感、充実感や楽しさ、喜びを得られる文化的特性を有しており、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

2026年の愛知・名古屋アジア競技大会に向けスポーツに対する関心が高まる中、本市スポーツ事業では、スポーツがもつ文化的特性を生かし、誰もがスポーツを気軽に楽しむことができる機会を提供し、市民の健康づくりや、元気な地域づくりに努める。

<スポーツ活動推進の重点>

- 1 生涯スポーツ社会の実現に向けた地域スポーツ環境の充実に努める。
- 2 市民のスポーツ活動を支援する。

<重点目標>

1 生涯スポーツの普及・振興

- (1) 市民の健康増進や豊かなスポーツライフの実現に向け、身体の状態やライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。
- (2) 市民の自主的・組織的な活動や生涯スポーツ・レクリエーションの推進を図るとともに、スポーツ推進委員の活動を支援する。
- (3) 市内外の企業スポーツと連携したスポーツ振興を図る。
- (4) スポーツに親しめるよう、各種スポーツイベントの開催、啓発に努める。

- (5) 発育発達期の身体的・心理的特長についての専門的な知識と技能をもち、ジュニア世代を対象に身体づくりを目的としたプログラムが提供できる指導者の確保に努める。
- (6) 子ども会活動を積極的に支援し、遊びや奉仕活動などを通して、貴重な体験や豊かな感性を得る機会を図る。
- (7) 子どもから高齢者まで、誰でもいろいろなスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

2 体育施設の整備と運営

- (1) 体育施設は、利用者の利便性の向上、安全性の確保に繋がるよう、適正に維持管理するとともに、必要な整備と運営に努める。
- (2) 幅広い年齢層がスポーツに気軽に親しむことができる機会を提供する。
- (3) 校庭や体育館の開放により、スポーツ愛好者団体の幅広いニーズに応える。